

高知県災害医療救護体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県災害医療救護体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、災害発生時に患者及び職員の安全を確保するとともに、医療救護活動を円滑に実施するために、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 医療機関等災害対策強化支援事業
- (2) 医療救護活動強化支援事業
- (3) DMAT資機材整備事業
- (4) BCP策定等支援事業
- (5) NBC災害・テロ対策設備整備事業

(補助率及び補助対象経費等)

第3条 前条に規定する補助事業の補助対象経費及び補助率等については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当するものを除く。

- 2 別表第1により算出された交付額が10万円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金額の増額、20パーセントを超える減額又は第2条に掲げる事業ごとに20パーセ

ントを超える増減を行おうとする場合及び補助事業の内容の重要な部分の変更（必要に応じて知事に事前相談を行うこと）を行おうとする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第4号様式による事業遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の対象経費について重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方にしないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (12) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の概算払)

第8条 知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、それにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第11号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第11号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(繰越承認申請)

第10条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、当該年度の1月15日までに別記第7号様式による繰越承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により知事の承認を得た場合は、翌年度の4月10日までに、別記第8号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付さ

れた補助金については、第6条第5号から第8号まで、第7条、第9条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1-1（第3条関係）

(1)医療機関等災害対策強化支援事業

1 補助事業者	2 対象施設	3 補助対象経費	4 補助要件	5 基準額(円)		6 補助率	具体例
病院又は診療所(医療救護施設等(※1)若しくは産科・透析医療機関に限る。)の開設者、市町村、県内に事務局機能を有する協定締結団体(※2)	(3(1)①②の場合) 病院、診療所(医療救護施設等(※1)又は産科・透析医療機関に限る。)、医療救護施設等(※1)(病院、診療所を除く。)、県内に事務局機能を有する協定締結団体 (3(1)③の場合) 救急医療機関(二次又は三次に限る。)である災害拠点病院又は救護病院	(1)災害対応力強化支援 ①ライフラインの確保に要する経費 (災害時に電気、水、ガス及び通信手段を確保するもの) ②医療救護活動に必要な施設、設備及び備品の整備に要する経費 ③患者搬送のための病院救急車の整備に要する経費 ※登録に係る諸経費、公課費は除く。 緊急自動車の指定を受けること。	・対象施設が医療機関である場合は、当該施設においてBCPが策定済みであること。 ・対象施設において防災計画や災害対応マニュアル等が策定されていること。	施設	1,000万円 (補助事業者が医療機関の場合は、2,000万円)	2分の1 ※基準額の2分の1を補助上限額とする	②医療救護活動を行うスペースを確保するための施設整備(新築、改築、改修)、医療救護所等の耐震化や高台移転、備蓄倉庫の整備、医師や看護師が近隣に居住するための住宅の整備、地震時管制運転装置付のエレベーター 等
				設備	500万円 (補助事業者が医療機関の場合は、1,000万円)		①自家発電設備や燃料タンクの整備(高所等への移設含む。)、太陽光発電設備や蓄電池の整備、受水槽や浄水設備、井戸の整備、通信機器のアンテナ整備、設備の耐震化、高知県防災関連認定製品(設備)等 ②防水(止水)板、エレベーターの地震時管制運転装置や自動復旧装置の整備 等
				備品	①② 100万円 (補助事業者が医療機関の場合は、200万円) ③ 800万円		①ポータブル発電機、浄水装置、衛星携帯電話、その他通信機器(通常の電話やタブレット等は除く。) 等 ②AED、ポータブルエコーや輸液ポンプなどの医療機器、レスキューボート、折りたたみベッド、エアストレッチャー、高知県防災関連認定製品(備品) 等 ③2B型救急車
市町村	診療所(医療救護施設等を除く。) ※地域ごとの医療救護の行動計画等において、災害時の役割等が明確にされている診療所に限る。	(2)一般診療所の災害対策強化支援 ①医療救護施設等に指定されていない診療所のライフラインの確保又は医療救護活動を行うために必要な施設、設備及び備品の整備に要する経費 ②医療救護施設等に指定されていない公立の診療所のライフラインの確保又は医療救護活動を行うために必要な施設、設備及び備品の整備に要する経費	・対象施設が準医療救護所又は一般診療所の場合は地域防災計画や地域ごとの医療救護計画に役割等が具体的に位置付けられていること。	施設	1,000万円		医療救護活動を行うスペースを確保するための施設整備(新築、改築、改修)、耐震化や高台移転、備蓄倉庫の整備、医師や看護師が近隣に居住するための住宅の整備、地震時管制運転装置付のエレベーター 等
				設備	500万円		自家発電設備や燃料タンクの整備(高所等への移設含む。)、太陽光発電設備や蓄電池の整備、受水槽や浄水設備、井戸の整備、通信機器のアンテナ整備、設備の耐震化、高知県防災関連認定製品(設備)、防水(止水)板、エレベーターの地震時管制運転装置や自動復旧装置の整備等
				備品	100万円		ポータブル発電機、浄水装置、衛星携帯電話、その他通信機器(通常の電話やタブレット等は除く。)、AED、ポータブルエコーや輸液ポンプなどの医療機器、レスキューボート、折りたたみベッド、エアストレッチャー、高知県防災関連認定製品(備品) 等

- ・施設とは、建物の新築、改築、改修、増築をいい、当該工事に付随する電気、上下水道、空調、通信設備等の設備整備を含む。
- ・設備とは、建物等に固定して使用するもの(電気、上下水道、空調、通信、防火設備などで、設置工事を伴うもの。)をいう。
- ・備品とは、設備に該当しないもので、それ自体を消費して使用するものでないもの。
- ・施設や設備、備品は、修繕及び機能の大幅な向上を伴わない更新は補助対象外。また、土地の取得費、造成費は補助対象外。
- ・備蓄倉庫については、災害時に使用する物資を保管するものであり、設置場所と面積が適正であること。
- ・医療機関等災害対策強化支援事業のうち、高知県非常用自家発電等設備整備事業費補助金の対象となる事業については、本補助金の対象外とする。

(2)医療救護活動強化支援事業

1 補助事業者	2 対象施設	3 補助対象経費	4 補助要件	5 基準額(円)	6 補助率	具体例
病院又は診療所(医療救護施設等(※1)若しくは産科・透析医療機関に限る。)の開設者、市町村、県内に事務局機能を有する協定締結団体(※2)	病院、診療所(医療救護施設等(※1)又は産科・透析医療機関に限る。)、医療救護施設等(※1)(病院、診療所を除く。)、協定締結団体	(1)研修実施支援 災害医療や救急医療に関する研修会、医療機関の災害対策に関する研修会等の実施に要する経費(報償費、旅費、委託費、使用料、役務費及び需用費)	・対象施設において防災計画や災害対応マニュアル等が策定されていること。	100万円	2分の1 ※基準額の2分の1を補助上限額とする	災害医療や救急医療に関する研修会の企画・運営 医療救護活動に従事する人材の養成や技能向上のための研修会(JATECや地域災害支援ナース技能向上研修、JMAT研修等)の企画・運営 医療救護施設等の医療救護活動に関する研修会の企画・運営 自院のBCP等を点検し、災害対策の取組を強化するための研修会の企画・運営 など
		(2)訓練実施支援 医療救護所の開設・運営訓練やBCPIに基づく院内の防災訓練の企画・運営等に要する経費(報償費、旅費、委託費、使用料、役務費及び需用費) (複数機関で実施する(共催)場合 補助基準額:一事業につき150万円)		100万円 (150万円)		地域ごとの医療救護の防災計画に基づく訓練の企画・運営 医療救護所の開設・運営訓練の企画・運営 自主防災組織による負傷者の搬送訓練の企画・運営 地域住民による応急処置訓練の企画・運営 医療救護施設における多数傷病者の受入れやトリアージ、傷病者の搬送訓練の企画・運営 BCPIに基づく院内の防災訓練(地震や津波、水害を想定したもの等)の企画・運営 院内災害対策本部運営訓練の企画・運営 など

- ・食糧費及び賄材料費は補助対象外。

(3)DMAT資機材整備事業

1 補助事業者	2 対象施設	3 補助対象経費	4 補助要件	5 基準額(円)	6 補助率	具体例
DMAT指定医療機関の開設者(※3)	DMAT指定医療機関	①日本DMAT(※4)の整備に必要な資機材(※5)の購入 (各医療機関2チーム目まで) ②日本DMATが出動する際に使用する緊急自動車の購入(1機関1台まで)に必要な経費 (赤色灯の設備及び車体へのDMAT車両である旨の表示に係る経費を含む。)	—	①6,227,000円 (※1チーム当たり) ②400万円	2分の1 ※基準額の2分の1を補助上限額とする	①日本DMAT標準資機材の整備 ②DMATカーの整備
ローカルDMAT(※6)チームを保有する医療機関の開設者	ローカルDMATチームを保有する医療機関	ローカルDMATの整備に必要な資機材(※5)の購入 (各医療機関2チーム目まで) ※補助対象品目は、別表第1-2のとおり	—	①800,000円 (※1チーム当たり)		ローカルDMAT資機材の整備

・DMATカーの登録に係る諸経費、公課費は補助対象外。

(4)BCP策定等支援事業

1 補助事業者	2 対象施設	3 補助対象経費	4 補助要件	5 基準額(円)	6 補助率	具体例
病院又は診療所(産科・透析医療機関に限る。)の開設者	病院又は診療所(産科・透析医療機関に限る。)	BCPの策定に要する経費(委託料)	・策定したBCPについては、県のホームページにおいて公開すること。 (個人情報や事業運営に支障がある情報を除く。)	300万円	2分の1 ※基準額の2分の1を補助上限額とする	BCPの策定に係る業務のコンサルタントへの委託

(5)NBC災害・テロ対策設備整備事業

1 補助事業者	2 対象施設	3 補助対象経費	4 補助要件	5 基準額(円)	6 補助率	具体例
救命救急センター又は災害拠点病院の開設者	救命救急センター又は災害拠点病院	NBC災害・テロ対策に必要な設備及び備品の整備に要する経費	—	33,762,000円	全額	①表面汚染測定器、線量率測定器及び線量測定器 ②化学防護服、防毒マスク等の防護用品 ③簡易毒劇物検査キット ④除染設備 ⑤化学物質中毒解析機器 ⑥携帯型生物剤検知装置又は携帯型生物剤捕集器

- ※1 医療救護施設等とは、災害拠点病院、救護病院、医療救護所、準医療救護所をいう。
- ※2 県内に事務局機能を有する協定締結団体とは、高知県医師会(郡市医師会を含む。)、高知県歯科医師会(地区歯科医師会を含む。)、高知県看護協会、高知県薬剤師会、高知県栄養師会、高知県医薬品卸業協会、高知県医療機器販売業協会、高知県柔道整復師会、日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門高知県支部、高知県衛生材料協会、高知県総合保健協会、高知県災害リハビリテーション連絡協議会等をいう。
- ※3 高知DMAT運用計画第3条に基づき、DMAT指定医療機関として知事が指定した医療機関
- ※4 厚生労働省が実施する「日本DMAT隊員養成研修」を受けた災害派遣医療チーム
- ※5 厚生労働省が示す「DMAT標準医療資機材」を参考にすること。
- ※6 厚生労働省の認定を受け、各都道府県が開催する「DMAT養成研修」を受けた災害派遣医療チーム

(交付額の選定方法)

- (1) 上記表の第5欄に掲げる基準額と同表の第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) 交付基礎額に上記表の第6欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

別表第1-2(第3条関係)

(3)DMAT資機材整備事業

ローカルDMATの整備に必要な資機材のうち、補助対象となる品目は次のとおり。

①医療資機材

区分	品名	個数	補助対象
気道確保セット (セット化しておくことが望ましい)	挿管チューブ(6/7/8Fr)	各1	
	カフ用シリンジ 10cc	2	
	チューブホルダー	1	
	バックバルブマスク	1	
	リザーバー付きマスク	2	
	酸素延長チューブ・コネクター	2	
	喉頭鏡(電池含む)	1	
	ブレード(2/3/4)	各1	
	スタイレット	1	
	マギール鉗子	1	
	開口器	1	
	舌鉗子	1	
	バイトブロック	2	
	経鼻エアウェイ(6/7/8)	各1	
	固定用テープ	1	
	経皮的局所麻酔剤(キシロカインゼリーなど)	1	
	気道確保セット用バッグ	1	
衛生材料・医療物品	速乾性手指消毒剤(携帯用ホルダー含む)	5	
	SpO2モニター	1	
	血圧計	1	
	聴診器	2	
	ペンライト	1	
	体温計	1	
	駆血帯	1	
	はさみ	1	
	血糖測定器(針・チップ含む)	1	
	グローブ(S/M/L)	適量	
	サージカルマスク	適量	
	固定用絆創膏(サージカルテープ)	2	
	簡易吸引器(電池式・手動式が望ましい)	1	
	吸引カテーテル(10/12/14/16)	各3	
	成人用輸液セット	3	
	小児用輸液セット	3	
	三活付延長チューブ	3	
衛生材料・医療物品	注射用シリンジ 1mL	3	
	注射用シリンジ 2.5mL	5	
	注射用シリンジ 5mL	5	
	注射用シリンジ 10mL	5	
	注射用シリンジ 20mL	5	
	注射用シリンジ 50mL	3	
	18G注射針	20	
	23G注射針	10	
	静脈留置針(18/20/22)	各3	
	カテラン針(22/23)	各3	
	アルコール綿	適量	
	針捨てボックス	1	
	尿道留置カテーテル(16)	2	
	排液用バッグ	2	
	ガーゼ	適量	
	包帯	3	
	消毒セット(消毒液付き綿棒など)	適量	
	三角巾	3	
	スプリント	1	
	固定用テープ	2	
	透明フィルム	10	
	吸水シート(尿取りパッド)	2	
	ゴミ袋	適量	
カルテ類	災害時医療搬送カルテ	10	
	メモ用紙	適量	
	トリアージタグ	20	
	筆記用具	2	
	バインダー	2	
医療機器・関連機材	AED	1	○
	酸素ボンベ(減圧弁・流量計付)	1	
	簡易点滴台	1	
医療機器・関連機材	担架	1	
	毛布	2	
	資機材バッグ	1	○

②ロジスティック関連資機材

区分	品名	個数	補助対象
個人防護具	DMATウェア(活動服)	5	○
	DMATウェア(ベスト)	5	○
	ヘルメット	5	○
	ヘッドライト	5	○
	ゴーグル	5	○
	革製グローブ	5	○
	安全靴	5	○
通信	衛星携帯電話	1	
	トランシーバー	5	
その他	テーブルタップ	1	
	筆記用具	5	
	メモ用紙(A4 100枚程度)	1	
	ホワイトボードマーカー(黒・青・赤)	各2	
	ホワイトボード用イレーザー	1	
	ライティングシート	1	
	養生テープ	1	
	ゴミ袋	1	
飲食物 (日帰りでの活動 を想定)	ブルーシート	1	
	食事(5人分)	15	
	飲料(500mL)	15	
	箸・紙皿・紙コップ	各15	
サニタリー関連	簡易トイレ	1	○
	目隠し用テント	1	○
	トイレットペーパー	1	
	ウエットティッシュ	1	
	ティッシュペーパー	1	
	速乾性手指消毒剤	1	
サニタリー関連	資機材収納ケース	各1	○

※PC・プリンターは不要(EMISはスマホで入力可能)

③医薬品

区分	品名	個数	補助対象
輸液	生理食塩液 500mL	3	
	リンゲル液 500mL	5	
	炭酸水素ナトリウム注射液7% 250mL	1	
	生理食塩液 100mL	5	
	生理食塩液 20mL	5	
	50%ブドウ糖液 20mL	5	
蘇生薬	アドレナリン注0.1%シリンジ 1mL	5	
	アトロピン注0.05%シリンジ 1mL	3	
	ミダゾラム注射液10mg	5	
	ジアゼパム注射液5mg	5	
	ドパミン塩酸塩点滴静注液600mg	1	
	グルコン酸カルシウム注射液8.5% 10mL	2	
その他	ニカルジピン塩酸塩注射液2mg	5	
	ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム注射液100mg	2	
	ポリスチレンスルホン酸ナトリウム散 5g	10	
処置薬剤	ポビドンヨード外用液10% 250mL	1	
	リドカイン塩酸塩注射液1% 10mL (局所麻酔用)	10	
	注射用蒸留水 20mL	5	
	資機材バッグ	1	○

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。